

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- 内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、事務担当職員にのみシステムへのログインに必要な使用者コード等を発行するとともに、操作ログを定期的に抽出・管理している。
- 当該事務にかかる特定個人情報ファイルを保有している公費負担管理システムは、業務系ネットワーク(LGWAN)を利用している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法等の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療養にかかる経済的な負担軽減を図り、その者の健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的に、小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。また、それに伴う指定医指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業を実施する。
③システムの名称	公費負担管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費支給認定者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 8の項, 同条第2項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第6号,第7号,第8号,第9号,第10号,第17号,第18号,第19号,第20号,第21号 ●松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項,同条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42,80,125,161の項 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市こども家庭部すくすく支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市こども家庭部すくすく支援課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5 TEL(089-911-1852)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録時においては、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、本人からの個人番号取得の徹底や、住民基本台帳ネットワークシステムでの照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の作業において手作業が発生するが、いずれの場合でも複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分である。 ・個人番号および本人情報のシステムへの入力 ・個人番号等の記載がある申請書等の保管 ・個人番号等が記載された申請書等の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市の情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに則り、職員はセキュリティ研修を毎年受講している。また、特定の登録者のみ情報の持ち出し操作を行えるように設定し、そのうえで情報持ち出し管理台帳を運用して管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	表紙 特記事項	●内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、事務担当職員にのみシステムへのログインに必要な使用者コード等を登録することで、システム操作者を限定している。 ●当該事務にかかる特定個人情報ファイルを保有している公費負担管理システムは、スタンダアローンのパソコンで利用している。	●内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、事務担当職員にのみシステムへのログインに必要な使用者コード等を発行するとともに、操作ログを定期的に抽出・管理している。 ●当該事務にかかる特定個人情報ファイルを保有している公費負担管理システムは、ネットワーク接続を行わないスタンダアローンのパソコンで利用している。	事後	見直しに伴う修正
平成28年8月26日	I 3 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の7の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号及び第3号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の7の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号、同条第4号、同条第5号 ●松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	見直しに伴う修正及び条例制定
平成28年8月26日	I 4 ②法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び第22条第1項並びに別表第2 《別表第2における情報照会の根拠》9の項 《別表第2における情報提供の根拠》26及び87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 《別表第2における情報照会の根拠》第8条 《別表第2における情報提供の根拠》第19条第1号二及び第2号から第5号まで 第44条第1号二及び第2号から第5号まで	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び第22条第1項並びに別表第2 《別表第2における情報照会の根拠》9の項 《別表第2における情報提供の根拠》56の2、87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 《別表第2における情報照会の根拠》第8条 《別表第2における情報提供の根拠》第44条第1号二	事後	見直しに伴う修正
平成28年8月26日	I 7 請求先	790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市総務部行政情報課	790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市総務部文書法制課	事後	課名変更に伴う修正
平成28年8月26日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年3月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I 5 ②所属長	課長 井出 修敏	課長 伊賀上 幸徳	事後	人事異動に伴う修正
平成29年9月6日	II 1 いつの時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	II 2 いつの時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 1 いつの時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 2 いつの時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	I 4 ②法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び第22条第1項並びに別表第2 《別表第2における情報照会の根拠》9の項 《別表第2における情報提供の根拠》56の2、87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 《別表第2における情報照会の根拠》第8条 《別表第2における情報提供の根拠》第44条第1号二	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第2 《別表第2における情報照会の根拠》9の項 《別表第2における情報提供の根拠》56の2、87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 《別表第2における情報照会の根拠》第8条 《別表第2における情報提供の根拠》第30条、第44条第1号二	事後	
令和2年3月19日	II 1 いつの時点の計数か	平成30年5月1日時点	令和元年8月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 2 いつの時点の計数か	平成30年5月1日時点	令和元年8月1日時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 1 いつの時点の計数か	令和元年8月1日時点	令和2年7月31日時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 2 いつの時点の計数か	令和元年8月1日時点	令和2年7月31日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	表紙 特記事項	●内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、事務担当職員にのみシステムへのログインに必要な使用者コード等を発行するとともに、操作ログを定期的に抽出・管理している。 ●当該事務にかかる特定個人情報ファイルを保有している公費負担管理システムは、ネットワーク接続を行わないスタンダアローンのパソコンで利用している。	●内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、事務担当職員にのみシステムへのログインに必要な使用者コード等を発行するとともに、操作ログを定期的に抽出・管理している。 ●当該事務にかかる特定個人情報ファイルを保有している公費負担管理システムは、業務系ネットワーク(LGWAN)を利用している。	事後	見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第2 《別表第2における情報照会の根拠》9の項 《別表第2における情報提供の根拠》56の2、87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 《別表第2における情報照会の根拠》第8条 《別表第2における情報提供の根拠》第30条、第44条第1号二	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第2 《別表第2における情報照会の根拠》9の項 《別表第2における情報提供の根拠》56の2、87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 《別表第2における情報照会の根拠》第8条 《別表第2における情報提供の根拠》第30条、第44条第1号二	事後	番号利用法の改定に伴う修正
令和3年11月11日	II 1 いつの時点の計数か	令和2年7月31日時点	令和3年7月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 特定個人情報ファイル取扱者	500人未満	500人以上	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 いつの時点の計数か	令和2年7月31日時点	令和3年7月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II 1 いつの時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和4年7月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II 2 いつの時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和4年7月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	IV 4 特定個人情報ファイルの取扱	十分である	委託しない	事後	見直しに伴う修正
令和5年11月13日	I 5 ①部署	松山市保健福祉部健康づくり推進課	松山市こども家庭部すくすく支援課	事後	組織改正により修正
令和5年11月13日	I 8 連絡先	松山市保健福祉部健康づくり推進課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番	松山市こども家庭部すくすく支援課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番	事後	組織改正により修正
令和5年11月13日	II 1 いつの時点の計数か	令和4年7月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 2 いつの時点の計数か	令和4年7月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	I 1 ②事務の概要	児童福祉法等の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療養にかかる経済的な負担軽減を図り、その者の健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的に、小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。	児童福祉法等の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療養にかかる経済的な負担軽減を図り、その者の健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的に、小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。また、それに伴う指定医指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業を実施する。	事後	事務の追加に伴う変更
令和7年3月7日	I 3 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第1の7の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号、同条第4号、同条第5号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 8の項、同条第2項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月7日	I 4 ②法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第2 《別表第2における情報照会の根拠》9の項 《別表第2における情報提供の根拠》56の2、87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 《別表第2における情報照会の根拠》第8条 《別表第2における情報提供の根拠》第30条、第44条第1号二	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42,80,125,161の項 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 13の項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月7日	II 1 いつの時点の計数か	令和5年8月31日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	II 2 いつの時点の計数か	令和5年8月31日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	IV 8 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う追加
令和7年3月7日	IV 8 判断の根拠		マイナンバーの登録時においては、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、本人からの個人番号取得の徹底や、住民基本台帳ネットワークシステムでの照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の作業において手作業が発生するが、いずれの場合でも複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分である。 ・個人番号および本人情報のシステムへの入力 ・個人番号等の記載がある申請書等の保管 ・個人番号等が記載された申請書等の廃棄	事後	様式の変更に伴う追加
令和7年3月7日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更に伴う追加
令和7年3月7日	IV 11 当該対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月7日	IV 1.1 判断の根拠		市の情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに則り、職員はセキュリティ研修を毎年受講している。また、特定の登録者のみ情報の持ち出し操作を行えるように設定し、そのうえで情報持ち出し管理台帳を運用して管理している。	事後	様式の変更に伴う追加